

第1章 計画改定に当たつての考え方



【写真提供:一般社団法人江東区観光協会】

第1章 計画改定に当たっての考え方

1 みどりの基本計画改定の目的

平成19年7月、都市緑地法第4条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、「江東区みどりと自然の基本計画」（以下、「当初計画」という。）を策定しました。

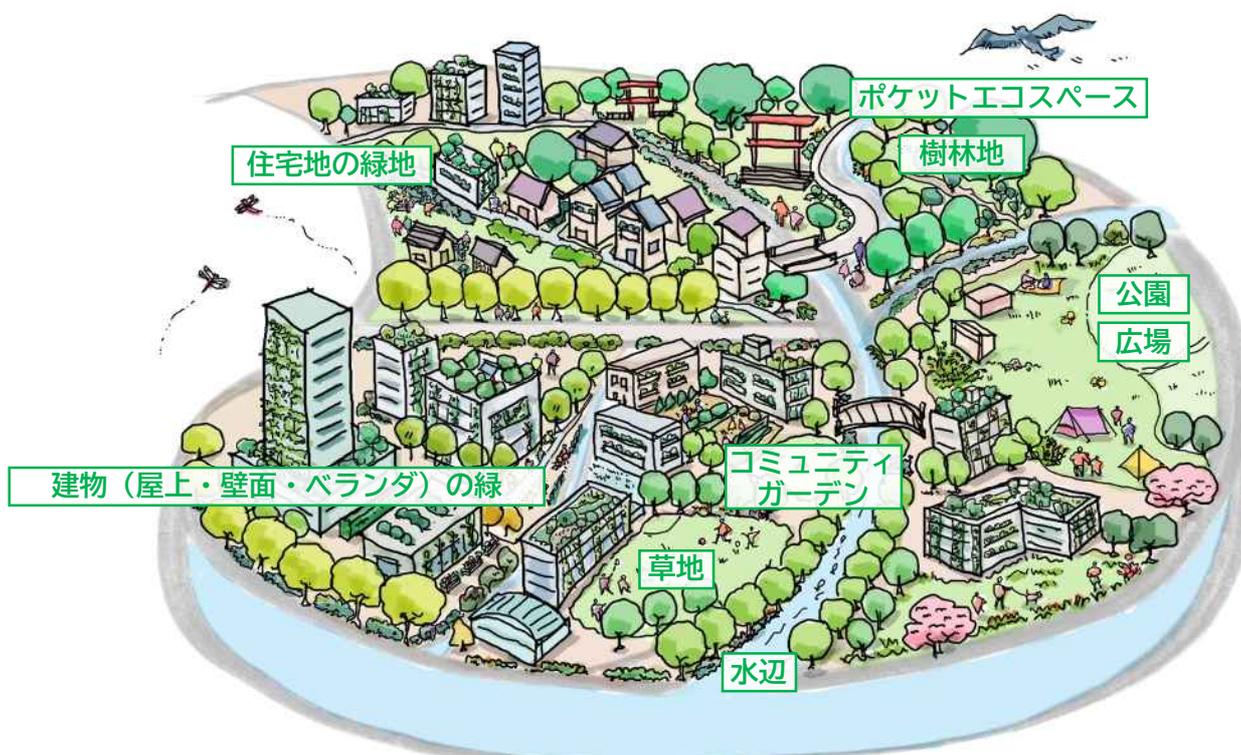
その後、人口増加、南部地域に位置する豊洲地区の大規模開発等、新たなまちづくりやみどりを取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、地域のコミュニティづくりやにぎわいづくり、防災・減災、健康・福祉、子育て・教育等、多様な分野の課題解決に対して、様々なみどりの機能を活かしていくため、令和2年3月に「江東区みどりの基本計画」として、当初計画を改定しています。

今回の改定は、「江東区みどりの基本計画」が令和6年度に計画期間（令和2年度～令和11年度）の中間年次を迎えることから、これまでの取組を評価・分析するとともに、「江東区長期計画」をはじめとする上位、関連計画との整合を図り、近年の社会情勢等を踏まえた新たな取組を推進していくため、見直しを行い、「江東区みどりの基本計画（後期）」（以下、「本計画」という。）として改定することを目的とします。

2 本計画における「みどり」の定義

木や草等の植物を「緑」とします。

それに対して、植物自体だけでなく、樹林地、草地、水辺、広場等、動植物が生息し、自然と人とが共生する環境やその恩恵、人との関わりによる文化等を含めたものを「みどり」とします。



本計画における「みどり」のイメージ

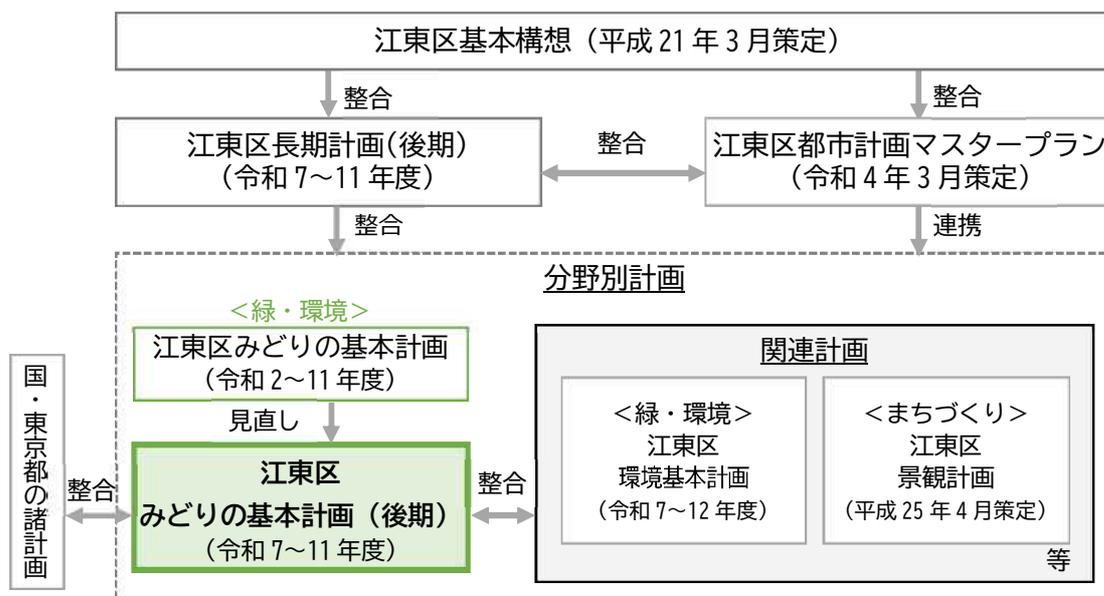
3 みどりの基本計画（後期）の位置付け

江東区には、区の将来像やまちづくりの基本的な指針を定めた「江東区基本構想」及び基本構想に基づく取組の方向性を明らかにした「江東区長期計画」があります。

基本構想・長期計画には5つの政策分野が位置付けられており、分野ごとに分野別計画が策定されています。この中で「みどりの基本計画」は、5つの政策分野の一つ「緑・環境」に関する計画に位置付けられています。

平成24年7月には、江東区が目指す「みどりのまちづくり」の基本となる考え方、目指すべき都市像、取組を明らかにした「江東区C I Gビジョン」を策定しており、「江東区長期計画」においても、「C I G」の考え方が位置付けられています。令和2年3月には、「当初計画」と「江東区C I Gビジョン」を統合し、「江東区みどりの基本計画」を策定しました。「C I G」とは、「CITY IN THE GREEN」を意味し、「みどりの中の都市」をイメージした緑化推進事業の総称です。

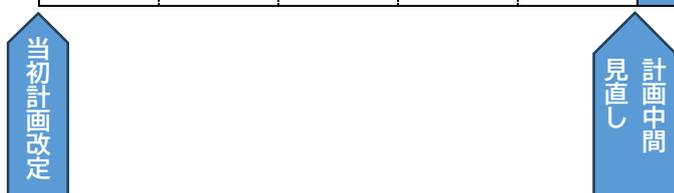
本計画は、「江東区長期計画（後期）」、「江東区都市計画マスタープラン」、「江東区環境基本計画」や「江東区景観計画」をはじめとする他の分野別計画、国・東京都の諸計画との整合、連携を図りながら、区の将来像「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」の実現に向けた取組を示すものです。



4 計画期間

「江東区みどりの基本計画」の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10か年とします。このうち、令和2年度から令和6年度までを前期、令和7年度から令和11年度までを後期とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
前期 計画期間：令和2年度～令和6年度					後期 計画期間：令和7年度～令和11年度				



5 みどりを取り巻く社会情勢

本計画の改定に当たっては、社会情勢や国・東京都・江東区の動向を踏まえた上で、みどりの課題を抽出します。

■ 近年のみどりに係る動向

	国・都の動向	江東区の動向
令和元年度	令和2年3月～ 新型コロナウイルス感染症拡大（令和5年5月 2類相当から5類に変更）	令和2年3月 「江東区長期計画」策定 「江東区みどりの基本計画」策定 「江東区環境基本計画（後期）」策定
令和2年度	令和2年7月 東京都・特別区・市町 「緑確保の総合的な方針」改定 「都市計画公園・緑地の整備方針」改定 令和2年10月 国：「2050年カーボンニュートラル」宣言 令和3年3月 東京都：「『未来の東京』戦略」策定	
令和3年度	令和3年7月～9月 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 開催 令和3年10月 国：「地球温暖化対策計画」閣議決定	令和3年7月 「ゼロカーボンシティ江東区」表明 令和4年3月 「江東区都市計画マスタープラン2022」策定
令和4年度	令和4年9月 東京都：「東京都環境基本計画」策定 令和4年10月 国 「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言」 令和4年12月 「昆明・モンリオール生物多様性枠組」採択 令和5年3月 国 「生物多様性国家戦略 2023-2030」閣議決定	令和4年度 「令和4年度 江東区みどりの実態調査」実施
令和5年度	令和5年4月 東京都：「東京都生物多様性地域戦略」策定 令和5年7月 国 「第三次国土形成計画(全国計画)」閣議決定 令和5年7月 東京都：「東京グリーンビズ」始動 令和5年9月 国：「グリーンインフラ推進戦略 2023」策定 令和6年1月 東京都 「『未来の東京』戦略 version up 2024」公表 「東京グリーンビズ」における「東京都の緑の取組 Ver2」公表 令和6年3月 東京都 「東京都気候変動適応計画」改定 「パークマネジメントマスタープラン」改定	令和6年3月 「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」策定
令和6年度	令和6年11月 国 「都市緑地法等の一部を改正する法律」施行	令和7年3月 「江東区長期計画(後期)」改定 「江東区環境基本計画」策定
令和7年度	令和7年4月 国 「地域生物多様性増進法」施行	令和8年3月 「(仮称)江東区生物多様性地域戦略」策定予定

(1) 社会情勢の変化

① カーボンニュートラルの実現・気候変動等への適応

地球温暖化の進行を背景として、2020年（令和2年）以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みとなる「パリ協定（平成27年12月採択）」やパリ協定の長期目標である世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5℃以内に抑える努力の追求等が盛り込まれた「グラスゴー気候合意（令和3年11月）」等を踏まえ、世界的にも2050年カーボンニュートラルへの動きが加速しており、温室効果ガスの吸収源対策ともなる「みどり」の重要性が高まっています。

また、集中豪雨等の気象災害の頻発・激甚化や地球温暖化による平均気温の上昇が進行するとともに、首都直下地震等の発生が危惧される中、みどりを活用した防災・減災への期待が高まっています。

② ネイチャーポジティブ

令和4年12月には、生物多様性に関する世界目標である「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。前身の愛知目標と同じく2050年ビジョンを「自然と共生する世界」として掲げ、このビジョンを実現するため、「自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」ことを、2030年までのミッションとしており、より一層の生物多様性への取組が求められています。

③ 生活様式や価値観の変化・多様化

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、人々の暮らしや価値観にも変化が見られます。

外出の自粛や社会的距離の維持が求められたため、ICT（情報通信技術）を利用したテレワークやオンライン診療等が取り入れられるようになり、時間や場所に縛られない暮らし方、働き方等、生活様式が変化するとともに、生活・社会経済活動においてデジタル化が加速しました。

また、経済的な豊かさだけでなく、健康や生きがい等の価値にも目が向けられるようになり、「ウェルビーイング（Well-being）※」という考え方も浸透しました。

スポーツ・レクリエーションの面では、多くの人々が、社会的距離の確保できる公園での運動やキャンプ等のアウトドアを選択したことにより、これまで運動や自然に興味が薄かった人々にとって、健康のために運動をはじめたり、自然と触れ合ったりする契機となりました。

※身体的・精神的・社会的に良好で満たされた状態にあることを示す概念

④ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の加速

SDGs（エスディーゼーズ）は、平成27年の国連サミットで採択された17の国際目標です。2030年までに持続可能でよりよい社会の実現に向けて、国内外において、目標達成に向けた取組が加速しています。

みどりに関連する主なSDGsの目標	
目標6 清潔な水と衛生	目標14 海のいのちを守ること
目標11 持続可能なまちと地域社会	目標15 陸のいのちを守ること
目標13 気候変動への対策	目標17 目標のために協力すること



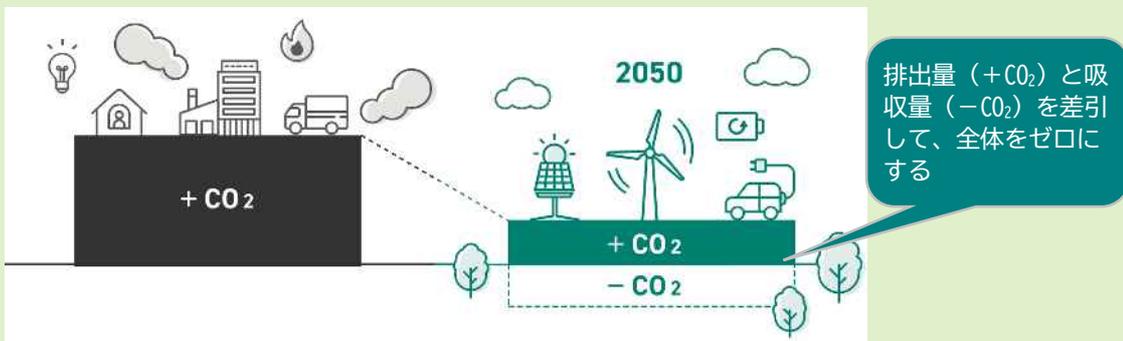
コラム01

カーボンニュートラルとは・・・

2020（令和2）年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。これを受け、江東区では、令和3年7月9日に2050年までに温室効果ガス（CO₂）の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

カーボンニュートラルとは、CO₂をはじめとする温室効果ガスの「排出量」※から、植林、森林管理等による「吸収量」※を差し引いて、温室効果ガスの排出量が全体として実質的にゼロになっている状態を指します。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減とともに、緑地によるCO₂の吸収・貯蔵効果を最大限に発揮させていくことが重要です。



※ここでの温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なものを指す
【出典】脱炭素ポータルHP

気候変動とは・・・

気温や雨の降り方等が数十年を超える長期にわたって変化する現象のことを「気候変動」といいます。

気候変動は、太陽活動の変化等による自然現象の場合もありますが、現在問題となっている猛暑日の増加、集中豪雨等の頻繁な発生等は、人間の活動が主な要因となっています。気候変動に大きく影響している人間の活動としては、化石燃料（石炭、石油、ガス等）の燃焼等が挙げられます。化石燃料が燃焼する際に発生するCO₂等の温室効果ガスの排出量が増加することにより気温が上昇し、地球温暖化が進んでいます。

近年は、気候変動対策として、温室効果ガスの排出量の削減（緩和策）と併せて気候変動への適応策を進めていくことが求められています。

みどりを活用した適応策の例

★災害に備える

⇒大雨等に備え、樹木等の植栽による雨水貯留、雨水流出抑制能力の向上等

★熱中症予防

⇒街路樹等による緑陰形成による日ざしの軽減

★暑熱環境の改善

⇒植栽、屋上・壁面緑化等により、植物の蒸発散作用による気温上昇の抑制



(2) 国の動向

① 新たな時代の緑の政策展開

- 令和4年10月の「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言」では、新たな時代における都市公園の意義・役割として、「個人と社会のウェルビーイングの向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じポテンシャルを更に発揮すること」が重要視されています。都市公園新時代に向けた重点戦略として、3つの戦略と7つの取組が提言されています。
- 国では、まちづくりGXを推進しており、気候変動への対応（CO₂の吸収、エネルギーの効率化、暑熱対策等）や生物多様性の確保（生物の生息・生育環境の確保等）に加えて、コロナ禍を契機とした人々のライフスタイルの変化を受けたウェルビーイングの向上（健康の増進、良好な子育て環境等）の社会的要請に対応するため、これらに対し大きな役割を有している都市緑地の多様な機能の発揮を図るための取組等を進めています。
- 令和6年11月には、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（ウェルビーイング）の向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質・量両面での確保等を推し進めるための「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行されました。改正においては、「国主導による戦略的な都市緑地の確保」、「貴重な都市緑地の積極的な保全・更新のための支援」、「緑と調和した都市環境の整備への民間投資の呼び込み」等が位置付けられました。現在、「緑と調和した都市環境の整備への民間投資の呼び込み」として、民間事業者等による気候変動への対応、生物多様性の確保、ウェルビーイングの向上等に貢献する良質な緑地の確保の取組を評価・認定する「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）」が創設されています。認定を受けた取組は、都市開発資金の貸し付け等による支援を活用することができます。

② グリーンインフラによる複合的な地域課題の解決

- 令和5年7月に閣議決定された「第三次国土形成計画(全国計画)」では、目指す国土の姿を「新時代に地域力をつなぐ国土」として掲げ、国土刷新に向けた重点テーマのひとつに、「グリーン国土の創造」を盛り込んでいます。
- この中では、グリーンインフラの推進等により、CO₂吸収源対策、防災・減災、自然豊かな生活空間の確保等、自然環境の多面的な機能を活用した複合的な地域課題解決を図る取組を推進することが位置付けられています。
- 同年9月には、「グリーンインフラ推進戦略2023」が策定され、新たにグリーンインフラの目指す姿を「自然と共生する社会」として掲げ、グリーンインフラをあらゆる分野・場面で実装（ビルトイン）することを目指しています。

③ ネイチャーポジティブの実現による生物多様性の向上

- 令和4年12月に採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を受け、我が国においても、令和5年3月、2050年ビジョンを「自然と共生する社会」とし、2030年ミッションを「ネイチャーポジティブ：自然再興」とする新たな「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しています。
- この戦略においては、2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、5つの基本戦略を掲げています。
- 令和6年12月に公布された「地域生物多様性増進法」では、事業者等による地域における生物多様性の増進を目的とした活動を促進するため、認定制度を創設する等の措置を講じることで豊かな生物多様性を確保し、ネイチャーポジティブの実現を推進するものとしています。

④ CO₂吸収源対策として都市緑化の推進

- 令和3年10月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、地球温暖化対策の推進に関する基本的な方向や温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標が示されているほか、国民にとって、最も日常生活に身近なCO₂吸収源対策として、都市緑化等の推進が位置付けられています。



コラム02

生物多様性とは・・・

地球上には、私たち人間を含む多様な生きものが存在しています。それらの生きものは、自分1人だけ、1種だけでは生きていくことができません。なぜなら、食料品や水、医療品等は多様な生きものが共生する豊かな自然環境から得られるものだからです。他の生きものとのつながりがあって、生きていくことができます。生物多様性とは、簡単に言うと、こうしたつながりあう様々な生きものが共生していることを指します。生物多様性があることで、食材の供給や地球環境の維持等、様々な恩恵を受けています。

生物多様性には下記のように、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つのレベルがあるとされています。

本計画の対象となる「みどり」は多くの生きものがすみかとしているため、生物多様性に富んだ環境づくりには必要不可欠な要素となっています。そのため、豊かな都市生活を支えるためにも、生物多様性に配慮した緑化の推進や緑地の保全を進めていきます。

○生態系の多様性

森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁等、多様なタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていること。



ブナ林



サンゴ礁

○種の多様性

動植物から細菌等の微生物に至るまで様々な種類の生きものが生息・生育していること。



チシオタケの仲間



アオウミガメとギンガメアジ

○遺伝子の多様性

同じ種でも、遺伝子レベルでは違いがあることから、形や模様、生態等に多様な個性があること。



アサリ



ナミテントウ

【出典】 環境省HP 「生物多様性国家戦略2012-2020」
国土交通省 「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」

(3) 東京都の動向

- ① 緑確保の総合的な方針（令和2年7月改定 東京都・特別区・市町）
 - 「緑確保の総合的な方針」は、特に減少傾向にある民有地の既存の緑やあらゆる都市空間への緑化等の課題に対し、東京都と区市町とが合同で、計画的に東京の緑を確保していくことを目的とするもので、令和2年7月に改定されています。
 - 区内では、再開発等促進区を定める地区計画等の7事業が、「まとまった緑が創出されるまちづくり事業」として位置付けられています。
- ② 都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定 東京都・特別区・市町）
 - 「都市計画公園・緑地の整備方針」は、都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と整備効果の早期発現に向けた取組の方針を明らかにするものです。令和2年7月に、都市計画公園・緑地の事業進捗とともに、『「未来の東京」戦略ビジョン』策定や自然災害の頻発等を踏まえ改定されています。
 - 水と緑溢れる東京の実現と災害に強い都市を構築していくため、重点的に整備すべき公園・緑地について整備を促進することとしており、区内では、東京都が整備する亀戸中央公園及び清澄公園、区が整備する大島九丁目公園の計3か所が、優先整備区域（令和11年度までに優先的に整備する公園・緑地）として設定されています。
- ③ 東京都環境基本計画（令和4年9月策定）
 - 東京都は、コロナ禍からの「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」を進め、50年、100年先も魅力ある豊かな都市として発展を目指し、多様化・深刻化する環境課題へ取り組んでいくため、令和4年9月に新たな「東京都環境基本計画」を策定しています。
 - 東京の目指す都市の姿を「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市」とし、この都市の姿を実現するため、「生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現」を戦略の1つとして掲げています。
- ④ 東京グリーンビズ～100年先を見据えた、“みどりと生きるまちづくり”～
 - 東京都では、令和5年7月から、100年先を見据えた新たな緑のプロジェクト「東京グリーンビズ」を始動しています。このプロジェクトは、人々の生活にゆとりと潤いを与える緑の価値を一層高め、都民とともに未来に継承していくことを目的としています。
 - 令和6年1月には、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」という3つの観点から新たに強化する施策を盛り込んだ「東京都の緑の取組 Ver. 2」が公表されています。
- ⑤ 東京都生物多様性地域戦略（令和5年4月改定）
 - 東京都は、生物多様性の世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」及び「生物多様性国家戦略2023-2030」を踏まえ、「東京都生物多様性地域戦略」を令和5年4月に改定しています。
 - 行政、都民、事業者、民間団体（NPO・NGO・市民団体等）、教育・研究機関等様々な主体が連携・協働しながら取組を進めていくことにより、2030年までに、生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指しています。
- ⑥ 資源循環型の森づくりによる自然環境再生への取組（海の森の整備）
 - 東京都は、東京の水と緑のネットワークを構築し、臨海部における緑の拠点形成を図るため、中央防波堤内側埋立地を、森を主体とする公園「海の森」として整備を進めています。
 - 都立海の森公園は、都民や企業と協働し、ごみの島を美しい森に生まれ変わらせる自然再生の取組によりつくられ、今後は、都心最大規模の緑のオープンスペースとして、ボランティア活動や環境学習の拠点等として活用を図っていくこととしています。

⑦ パークマネジメントマスタープラン（令和 6 年 3 月改定）

- 東京都は、今後 10 年間に東京が目指す公園づくりの方向性を示すとともに、多様な主体と連携しながら、都民の視点に立って取組を進めていくため、都立公園全体の整備・管理運営の指針となる「パークマネジメントマスタープラン」を定めており、令和 6 年 3 月に改定しています。
- 2040 年代の都立公園の目指す姿として「豊かな緑を育み、次世代へとつなぐ公園」「東京の活力と魅力を高め、まちづくりの核になる公園」「都民一人ひとりのウェルビーイングに貢献する公園」の 3 つを目標として定めるとともに、「まもる」、「ふやす」、「かえる」の 3 つの視点からマネジメントを推進しています。

(4) 江東区の動向

① 人口動向

- 江東区の人口は、平成 26 年で 48.7 万人、平成 31 年で 51.8 万人と増加を続け、令和 6 年には 53.9 万人となっています。今後、令和 11 年に概ね 55.3 万人まで増加すると推計しています。

② まちづくりの推進

- 「江東区基本構想」の将来像である「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」の実現に向け、令和 7 年 3 月に「江東区長期基本計画(後期)」を改定し、引き続き C I G の考え方も取り込んだまちづくりを進めています。
- 令和 4 年 3 月に、まちづくりの指針となる「江東区都市計画マスタープラン 2022」を策定しています。今後 20 年後の将来都市像を「持続的に発展する共生都市」とし、8 つのテーマごとにまちづくりの方針を定めており、うち 1 つは「水辺と緑に彩られ交流と活力を生み出す快適な都市」をテーマとしています。また、重点戦略として、「地下鉄 8 号線延伸のまちづくり」「未来の臨海部のまちづくり」「浸水対応型のまちづくり」を位置付けるとともに、ネクストビジョンの一つとして、「グリーンインフラの推進」を掲げています。

③ 自然との共生・脱炭素社会への転換に向けた取組の強化

- 令和 6 年 3 月に地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）である「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」、令和 7 年 3 月に「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」及び「江東区気候変動適応計画」を内包する新たな「江東区環境基本計画」を策定し、脱炭素社会への転換、みどりの保全・育成、気候変動の影響への適応等への取組が強化されています。
- 世界、国、東京都等の生物多様性に係る動向を踏まえ、現在（令和 6 年度から令和 7 年度）、「（仮称）江東区生物多様性地域戦略」の策定に取り組んでいます。

④ 大規模開発による都市機能の向上

- 区内では、これまでに土地区画整理事業、市街地再開発事業のほか、地区計画等に基づいた大規模開発が進められてきており、各地区の特性に応じた魅力あるまちづくりに取り組んでいます。

⑤ 地下鉄 8 号線延伸を見据えた沿線のまちづくり

- 地下鉄 8 号線（有楽町線）の延伸（豊洲～住吉間）を見据え、沿線地域の目指すべき将来像をまとめる「江東区地下鉄 8 号線沿線まちづくり構想」を令和 5 年 3 月に策定しました。地域の意見等を十分に反映した沿線地域のまちづくりの方向性を示すことにより、地下鉄 8 号線延伸の整備効果を本区の発展に最大限結び付けることを目的としています。
- 沿線まちづくりを進めていくうえで重要と考える 5 つのテーマの中に、「水辺・環境」を掲げており、「公園や緑、水辺を活かし、周辺と調和したオープンスペース等の空間創出」や「緑や新たな移動手段の充実等により、脱炭素社会に向けた環境負荷の低減」を目指すこととしています。

6 みどりの機能

みどりは、私たちの快適で安全な暮らしに貢献する多様な機能を持っており、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に再認識された満足度や生活の質の向上（ウェルビーイング）にも深く関わっています。近年は、その機能をより多様な側面から捉えることが求められており、本計画においては、みどりの機能を課題解決に向けた取組に活用していきます。



(1) 環境・生物多様性

- 緑地の蒸発散効果、緑陰の創出等により、ヒートアイランド現象の緩和や熱中症の予防等、都市の熱環境を改善する機能があります。東京湾に面し、河川や運河が縦横に位置する江東区では、夏は海から流入した南風により、気温が低下する傾向が見られます。
- 生きものの貴重な生息・生育環境として、生態系の保全・再生等により都市の生物多様性向上に資する機能があります。河川や運河、親水公園、公園等に整備された湿地や草地を備えたポケットエコスペース等が水鳥、水生生物、昆虫等の多様な生物の生息・生育空間となっています。「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を受け、今後、「ネイチャーポジティブ：自然再興」への取組が加速していくことが期待されています。
- 植物は、温室効果ガスの大半を占めるCO₂を吸収して成長します。炭素を貯蔵する機能を持っていることから、温室効果ガス吸収源として地球温暖化防止に貢献しています。
- 臨海部では、資源循環型の森づくりによる「都立海の森公園」の整備が進められており、環境・生物多様性の双方の観点から活用が期待されます。

(2) 防災・減災

- 都市公園・緑地は、地震災害発生時の避難地・避難路、防災活動の拠点等として活用されることで、都市の安全性を向上させる機能があります。また、みどりにより火災発生時の延焼遮断効果が期待されます。江東区では、縦横に位置する河川や運河に防災船着場が整備されており、災害時には陸上交通網の補完や物資の輸送路としての役割を果たします。
- 気候変動の影響により、集中豪雨等の自然災害が頻発・激甚化している中、緑地等は雨水を貯留・浸透させる機能を持つため、大雨等による都市の浸水等の軽減に貢献しています。

(3) 子育て・教育

- こどもが自然に触れられる場所、体を動かし遊べる場所として、こどもの健全な成長に寄与する機能があります。区内には、田んぼの学校や区民農園等があり、こどもたちの農体験等を通して環境教育の場となっています。また、一部の芝生化された校庭では、こどもたちの日常的な運動量の増加が見られる等、健康づくりにつながっています。

(4) 健康・福祉

- 自然との触れ合いやスポーツ・レクリエーション等の場として利用されることで、こどもから高齢者まで幅広い世代の心身のリフレッシュ、健康づくりを支える機能があります。親水公園、散歩道、緑道等は、ウォーキング・ランニング等、区民の日常的な健康づくりの場となっています。また、区内にはスポーツ、キャンプ、バーベキュー等が楽しめる様々な特色を持った公園があり、多様なレクリエーションの場となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の流行を受け、健康や生きがい等の価値に目が向けられるようになり、都市公園等のみどりが持つ身近な健康づくりの場としての機能の重要性が高まっています。

(5) コミュニティ形成

- マルシェやイベント等の多様な行事が開催される場所として、多様な世代や昔から住んでいる人たちと新しく住み始めた人たちの交流機会を提供し、地域コミュニティ形成に寄与する機能があります。公園、道路、水辺の散歩道の植栽帯等を活用してコミュニティガーデンの活動が実施されており、みどりによるコミュニティづくりが進んでいます。
- コミュニティガーデン活動は、区内在住・在勤・在学の方が5人以上の団体をつくり、会則を定めることで登録できます。活動に対して区から資材の提供等の支援が受けられます。令和6年12月現在、区内に82団体、約1,500人が登録して活動しています。



(6) 観光・にぎわい

- 歴史・文化資源やスポーツ施設のにぎわい等と一体となった観光資源として、多数の観光客を呼び込む地域の観光・にぎわいづくりに寄与する機能があります。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）の開催を契機に、みどりを取り入れながら新たに整備された恒久施設等では、大会後、そのレガシーを継承しスポーツ・イベントの場等としての活用が進められています。

(7) 歴史・文化

- 社寺等の歴史・文化資源と一体となった保全・活用を図ることで、地域の歴史や地域に根付いた文化の継承に寄与する機能があります。社寺や史跡が集積する地域では、社寺林等の歴史的なみどりを保全するとともに、市街地の緑化を一体的に進めることで、歴史を感じられるまちなみが形成されています。
- 令和5年度から令和7年度にかけては、牡丹町地域の特性に応じた樹種である牡丹を用い、古石場川親水公園周辺に「牡丹の道」が整備され、地域の歴史的背景や特性に応じた魅力あるまちなみが形成されています。なお、令和8年度からは亀戸地域に地域の特性に応じた樹種の植栽を整備していく予定です。

(8) 景観形成

- みどりは、良好な景観を形成する上でシンボルや軸となり、地域固有の景観の保全、形成に寄与する機能があります。区内の街路樹は、みどり豊かな都市景観を創出しています。また、豊洲をはじめとする南部地域では、広がりのある海辺を感じるウォーターフロントの景観が形成されています。



コラム 03

みどりがもたらす満足度・生活の質の向上「ウェルビーイング」とは・・・

みどりは、快適で安全な暮らしに貢献する多様な機能を持っています。
 ここでは、みどりがもたらす満足度や生活の質の向上について、代表的な例を紹介します。

みどりがもたらす満足度向上の例

満足度		イメージ
子育て・教育関係	田んぼの学校、区民農園等は、こどもの農業体験を通し、環境教育に関する満足度の向上に貢献しています。	 田んぼの学校
健康・福祉関係	公園、緑道等は、心身のリフレッシュ、健康づくりの場として、健康・福祉に関する満足度の向上に貢献しています。	 公園(原っぱ整備)
コミュニティ形成	コミュニティガーデン活動等は、緑化活動を通し、良好なコミュニティ形成に貢献しています。	 コミュニティガーデン活動

【出典】江東区HP (写真)

みどりがもたらす生活の質の向上の例

生活の質		イメージ
良好な景観の形成	シンボルツリーや地域特性にあった植栽等は、特徴あるみどり豊かな都市景観の形成に貢献しています。	 地域特性を活かし牡丹を植栽
防災・減災関係	都市公園・緑地は、災害発生時の避難地・避難経路、防火活動拠点となるとともに、大雨等による都市の浸水を軽減し、防災・減災へ貢献しています。	 防災機能を強化した公園
暑熱環境の改善	街路樹等は、緑陰の創出、ヒートアイランド現象の緩和、CO ₂ の吸収等、暑熱環境の改善に貢献しています。	 仙台堀川沿いの桜並木

【出典】江東区HP (写真)

